

関稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する

政令の一部を改正する政令(案)参照条文

關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)

(便益關稅)

第五條 關稅についての條約の特別の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。以下この條、次條第一項及び第二項並びに第九條第四項において同じ。)の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を超えない範囲で、關稅についての便益を与えることができる。